

○ 社会福祉法人中東福祉会きなせ家（生活介護 ・就労継続支援B型）運営規程

改正 平成26年 3月28日	令和 元年 5月23日
平成28年 5月26日	
平成30年 5月24日	

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人中東福祉会が設置するきなせ家（以下「事業所」という。）において実施する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護、創意的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うことにより、障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

2 事業所において実施する法に基づく就労継続支援B型に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援B型」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うことにより、障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第2条 利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえて生活介護計画又は就労継続支援B型計画（以下「生活介護計画等」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して指定生活介護又は指定就労継続支援B型（以下「指定生活介護等」という。）を提供するとともに、その効果について断続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定生活介護等を提供する。

2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、地域及び家庭との結び付きを重視し、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

3 前2項のほか、新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第27号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施する。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 きなせ家
- (2) 所在地 新潟県五泉市寺沢3丁目1番45号

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1人

従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し関係法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) サービス管理責任者 1人

生活介護計画等の作成に関する業務を行うほか、利用者の心身の状況等の把握、利用者の自立した日常生活に向けた検討等並びに他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。

2 前項のほか、指定生活介護に係る従業者の職種、員数は、次のとおりとする。

(1) 医師 1人

(2) 看護職員 1人

(3) 生活支援員 9人

(4) 運転員 1人

3 前2項のほか、指定就労継続支援B型に係る従業者の職種、員数は、次のとおりとする。

(1) 職業指導員 2人

(2) 生活支援員 2人

(3) 目標工賃達成指導員 1人

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は、次のとおりとする。

(1) 指定生活介護 15人

(2) 指定就労継続支援B型 22人

(営業日及び営業時間等)

第6条 事業所で行う指定生活介護の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から土曜日までとする。

ただし、8月14日から8月16日までと、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間

午前9時00分から午後5時00分までとする。

2 事業所で行う指定就労継続支援B型の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の祝日、8月14日から8月16日までと、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間

午前9時30分から午後4時00分までとする。

(指定生活介護等の内容)

第7条 事業所で行う指定生活介護の内容は、次のとおりとする。

(1) 生活介護計画の作成

(2) 入浴の介護

- (3) 排せつの介護
- (4) 食事の介護
- (5) その他日常生活上必要な支援
- (6) 創作的活動（生産活動）の機会の提供
- (7) 健康管理
- (8) 送迎サービス
- (9) 訪問支援を含む相談及び助言等

2 事業所で行う指定就労継続支援B型の内容は、次のとおりとする。

- (1) 就労継続支援B型計画の作成
- (2) 生産活動その他の活動の機会の提供
- (3) 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練
- (4) 健康管理
- (5) 施設外支援及び施設外就労の実施
- (6) 実習の実施
- (7) 企業実習等への支援
- (8) 求職活動の支援及び求人の開拓
- (9) 就職後の職業生活における相談等の支援
- (10) 訪問支援を含む相談及び助言等

（支給決定障害者から受領する費用の額等）

第8条 指定生活介護等を提供した際は、支給決定障害者から当該指定生活介護等に係る利用者負担額（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第2条第12号に規定する利用者負担額をいう。）の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定生活介護等を提供した際は、支給決定障害者から当該指定生活介護等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額（法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。）の支払いを受けるものとする。

3 前2項の支払いを受けるほか、指定生活介護において提供する便宜に要する費用のうち、次に定める費用については、支給決定障害者から徴収するものとする。

- (1) 食費（外注弁当） 実費（外注弁当料金）
- (2) 創作的活動に係る材料費 実費
- (3) 入浴に係る光熱水費 1回につき100円
- (4) おやつ代 実費
- (5) その他日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの 実費

4 前3項の支払いを受けるほか、指定就労継続支援B型において提供する便宜に要する費用のうち、次に定める費用については、支給決定障害者から徴収するものとする。

- (1) 食費（外注弁当） 実費（外注弁当料金）
- (2) おやつ代 実費
- (3) その他日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害

者に負担させることが適當と認められるもの 実費

- 5 前4項の費用の額の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付する。
- 6 第3項及び第4項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、五泉市の全域とする。

- 2 通常の実施地域以外の希望者に対し実施する場合もある。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は指定生活介護等サービスの利用に当たって、次の事項に留意する。

- (1) サービス利用にあたり、担当職員の指示に従うこと。
- (2) 担当職員の指示に従わないなど、施設の秩序を乱した場合は利用を断る場合があること。
- (3) サービスの利用にあたり、指定の物品について持参すること。
- (4) サービス利用の朝、健康状態を確認しその結果をサービスの利用に先立って担当職員へ報告すること。
- (5) サービスの利用に先立って健康チェックの結果により、サービスの提供を見合せること。
- (6) サービス利用に当たり持参した物品については、紛失しないよう氏名を記載するなどして留意すること。

(緊急時における対応)

第11条 従業者は、現に指定生活介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告を行う。

(非常災害対策)

第12条 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災・地震・風水害その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知する。

- 2 非常災害に備えるため、年に2回以上、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(事業の主たる対象とする障害の種類)

第13条 事業所において指定生活介護等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 知的障害者

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第14条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の

整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

(秘密保持等)

- 第15条 従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又は家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により同意を得るものとする。

(苦情解決)

- 第16条 提供した指定生活介護等に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。
- 2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力する。

(その他運営に関する重要事項)

- 第17条 従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるとともに、従業者の勤務の体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内
- (2) 繼続研修 年1回
- 2 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 3 利用者に対する指定生活介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該指定生活介護等を提供した日から5年間保存する。

附 則

この規程は平成25年4月22日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規程は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成28年5月26日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は平成30年5月24日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規程は令和元年5月23日から施行し、平成31年4月1日から適用する。